

一期一会の縁

離婚が原因で離れて暮らす親子が定期的に会えるように、家庭裁判所調査官がその調整役として関与することがあります。ある母親は、元夫に対する不信や不満を解消できず、子と父親との交流を頑なに拒否していました。母親との面接の中で、離婚後の子の心情をテーマにした絵本を読んでもらい、子の立場で考えるよう働きかけました。その結果、子と父親は久々の再会を果たしました。子は父親との再会を喜び、その様子を見ていた母親も穏やかな表情になっていました。

家庭裁判所調査官の魅力は、経験年数や性別にかかわらず、一人一人が専門家として個性を活かした仕事ができることだと思います。家庭裁判所で関わる子どもやその家族の人生の岐路に立ち会い、そのケースに全力を投入している時、一期一会の縁を感じます。その縁を大切にして、今後とも仕事に励みたいと思っています。



大阪家庭裁判所堺支部 家事係 家庭裁判所調査官
岸本 佐紀子 (平成10年採用)
家裁調査官補 (佐賀)・家裁調査官 (佐賀・名護・福岡・堺)



Q なぜ家庭裁判所調査官になろうと思ったのですか。

A 自分で聴いて、見て、確かめる仕事だから

人と対話をする仕事に就きたいと思いました。また、デスクワークのみならず、家庭訪問や関係機関への出張など直接見て確認する仕事である点も自分に合っていると思いました。

若手を育てる

家庭裁判所は、非行を犯した少年とその保護者、子どもの養育を巡って争っている父母などに関わりますが、主任家庭裁判所調査官になると、事件を担当するだけでなく、若手の家庭裁判所調査官が悩んでいるときに、声をかけて相談に乗り、助言をしたり、自分の体験談を話したり、一緒にケースに取り組みながら調査の進め方を教えるなど、若手をサポートし、育てる役割があります。それによって、若手の家庭裁判所調査官が、自信を持って事件に取り組み、成長していく姿を見ることにやりがいを感じます。

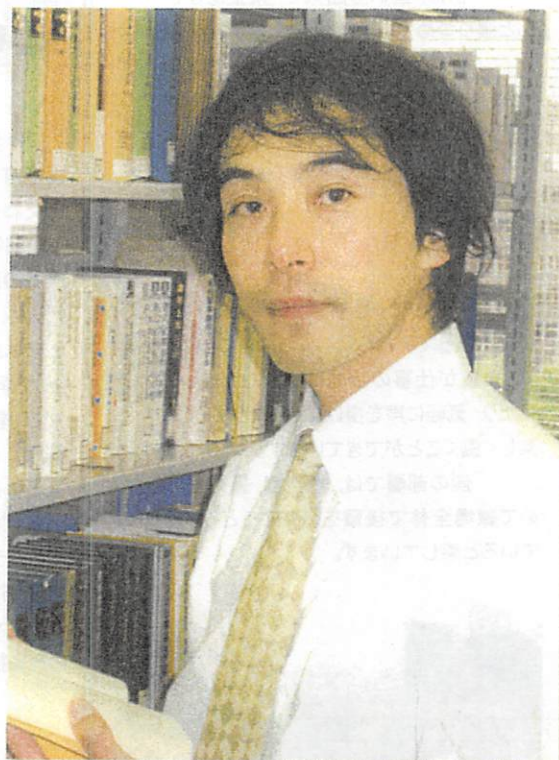
また、主任家庭裁判所調査官は、調査官室の意見をまとめ、裁判官や裁判所書記官と積極的に連携するなどして、チームとして家庭裁判所の課題の解決に取り組んでいます。主任家庭裁判所調査官のリーダーシップにより、チームが一つになって知恵を出し合い、それが当事者のより良い問題解決に役立つことも、主任家庭裁判所調査官の仕事の魅力だと感じています。



Q どのような人に家庭裁判所調査官になってもらいたいですか。

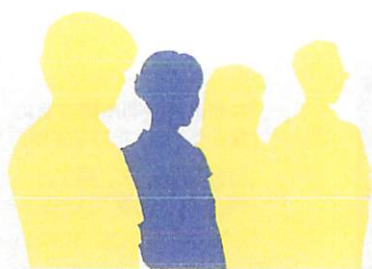
A 心を大切にできる人

家庭裁判所調査官は、人の心を扱う仕事をします。理論や知識も必要ですが、人と人との直接のつながりを大切に、物事に対して素直に感動したり悲しんだりすることができる人に家庭裁判所調査官になってもらいたいです。



名古屋家庭裁判所 家事係 主任家庭裁判所調査官
佐藤 努 (昭和61年採用)
家裁調査官補 (和歌山)・家裁調査官 (和歌山・熊本・堺・神戸・姫路)・主任家裁調査官 (茨城・名古屋)

座談会



現在、職場で生き活きと働いている先輩職員も、実際に働き始める前には皆さんと同じ不安を抱えていたはず！

ここでは、若手の先輩職員に実際に働いてみて感じたことや仕事のやりがい、これからの目標などいろいろと語ってもらいました。

Q.採用前の裁判所に対するイメージは？

瓦井 厳格なイメージがありましたね。また、ミスの許されない難しい仕事というイメージもありました。

村田 私は、堅い雰囲気、緊張感がびーんと張りつめているイメージがありました。

北村 裁判所は、黙々と仕事をしている人ばかりで、普段から理論武装しているような、理屈っぽい人が多いのかなと思っていました。

Q.実際に働いてみた感想は？

北村 まじめで、仕事ばかりやっているのかなと思っていたら、全然そんなことはなくて、先輩が仕事の合間に雑談などをしてくれたり、気軽に声を掛けてくれたりするので、楽しく働くことができています。

瓦井 僕の部署では、裁判官、書記官も含めて職場全体で後輩を育てようとしてくれていると感じています。



村田 私の部署では、裁判官室や書記官室、調査官室を職員が活発に行き来して、議論を交わしています。和気あいあいとした明るい職場ですよ。

私の部署の先輩も丁寧に仕事を教えてくれるし、当事者に送ってもらう書類を指示し忘れたときも、すぐにフォローしてくれた上で、同じミスをしないようチェックポイントを助言してくれました。

萩原 私も後輩に仕事を教えるとき、なぜそうなるのかを根拠や条文を示したうえで丁寧に説明し、きちんと理解してから覚えてもらうように心掛けています。また、新採用事務官がミスをしないよう、後ろで見ている危険なと思ったら私の方から積極的に声を掛けるようにしています。

Q.4か月働いて、印象に残っていることは？

瓦井 6月にあった模擬裁判で証人役をやらせていただいたことが印象に残っています。入ったばかりなのに、そんなチャンスがもらえて嬉しかったです。検察庁で打合せをし

たとき、演技面でいろいろな指示があって、それにどう応えようか悩んだこともあったけど、自分なりに精一杯やって、やり遂げた後はすごく達成感がありました。

村田 私は、当事者に戸籍の取り方などを丁寧に説明した時に、「ありがとうございました」と言われたことがとても嬉しかったです。

北村 簡易裁判所は事件数が多くて大変だけど、当事者の方をお待たせすることなく、手際よく法廷での事務を処理できたときは、すごく嬉しいです。また、週4日法廷に立ち会っていますが、裁判に関わっているということを実感できるのも、仕事の魅力の一つだと思います。

Q.皆さん書記官を目指しているようですが、書記官として仕事をする事への不安は？

瓦井 周囲の書記官は法律の知識が豊富で、何を質問してもすぐに法律や規則はこうなっているからこうするんだと根拠を示して答えてくれます。すごいなと思うと同時に、自分もそのようになれるか不安になりますね。

村田 書記官になって取り扱う事件が多くなると、それに関連する法律も多岐にわたると思うので、臨機応変に対応できるのかなといった不安があります。

萩原 私も、事務官のときは書記官になったら周囲の先輩書記官のようにきちんとできるのかなと思っていました。でも、書記官になった今は、仕事を進めるために法律などを色々調べていくうちに知識は身に付いていくものだと感じています。



裁判所事務官



平成20年採用 東京地方裁判所 民事部
北村 一晃
裁判所のサービスを行う公務員に魅力を感じていたところ、法律の勉強をきっかけに裁判所に興味を持ち、裁判所職員を目指。

裁判所事務官



平成20年採用 東京地方裁判所 民事部
村田 智子
法律を用いて公正に事件を解決する事に魅力を感じ、また、裁判所が女性にとって働きやすい職場であることを聞いて裁判所職員を目指。

裁判所事務官



平成20年採用 東京地方裁判所 民事部
瓦井 芳明
中立公平な裁判所が、正直で真面目な自分の生活に合っており、かつ、誇りを持って働ける職場だと思い、裁判所職員を目指。

裁判所書記官



平成12年採用 東京地方裁判所 民事部
萩原 貴子
様々な事件を解決していく中で、当事者と向き合い、当事者の不安を取り除いていく裁判所の仕事に魅力を感じ、裁判所職員を目指。
平成15年、裁判所書記官に任用。
平成19年8月から平成20年2月まで育児休業を取得。

北村 私は法学部以外の学部出身ですが、法律に定められた手続を失念せずに、きちんとやっていけるか不安があります。

萩原 不安がなくても大丈夫だと思いますよ。裁判所職員総合研修所で2年間勉強することができますし、書記官になった後の研修制度も充実していますから。

Q.今後の目標は?

村田 周囲の書記官は、チームワークが良く、わからないことがあると本を持ち寄って教え合ったり議論したりしています。私も、わからないことがあったらまずは自分で調べて、それでもわからない時は先輩に聞いて、一つずつ不安をなくしていきたいです。

北村 私の部署の主任書記官は、生き字引といわれるようなすごい人。知識が豊富だし、クレームにも冷静に対処しています。自分も、知識が豊富で、困難な事例にも冷静に対処できる職員になりたいです。

瓦井 自分のやっている仕事の根拠を全部人に説明できるくらいになりたいです。また、周囲の先輩のようにうまく職場の雰囲気作りができるようになればいいと思います。

でも助かりました。職場に戻る時も育児休業を取る前の部署に戻してもらえたおかげで、仕事がしやすかったです。現在も、育児時間を取得して1時間早く退庁する私を周囲の職員が快くフォローしてくれています。

村田 私の部署では、女性が多く、何でも相談できるので働きやすいです。また、家庭と仕事を両立している将来の自分のモデルとすべき先輩もいて本当に参考になります。

Q.来年裁判所に入ってくる後輩にメッセージを。

萩原 私は、裁判所の仕事は、人のためになる仕事だと思っています。やる気のある人は裁判所に入って頑張ってくださいね。

瓦井 裁判所に入りたいという強い気持ちがあれば辛い勉強も乗り切れると思います。なぜ自分が裁判所に入りたいと思ったかを忘れずにいて欲しいですね。

北村 そうですね。最後まであきらめずに勉強を頑張ってください。辛い時はパンフレットなどを読んで自分の意志を再確認するといいと思います。

村田 こんなに楽しくて、働きやすい職場はないと思うので、ぜひ一緒に働きましょう。

Q.裁判所は女性にとってどんな職場?

萩原 すごく働きやすい職場だと思います。男女の区別なくできる仕事内容ですし、当事者との対応でも女性のほうがソフトな印象を与えることもあります。また、結婚して子供を産んでも働きやすい環境が整っている点も魅力の一つですね。

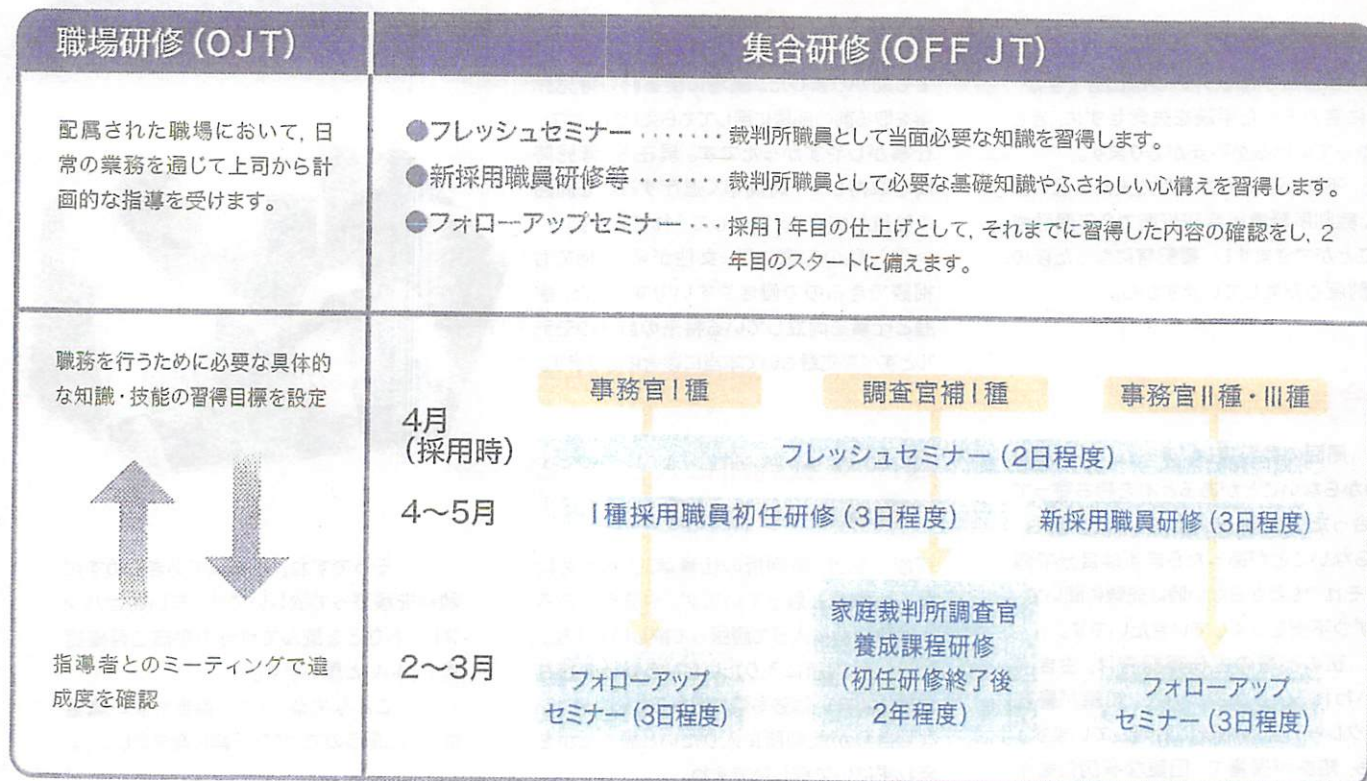
実際、育児休業も、取りやすかったです。産前休暇に入る前、周囲の職員が、定時に帰りやすい雰囲気を作ってくれたりして



研 修 制 度

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人一人が持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的として、職場研修（OJT）と集合研修（OFF JT）を相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。

● 採用1年目



● 実務研修

裁判所は、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研究及び研修を行っています。

事務官法律研修

大学法学部卒業生以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識・技能を付与します。

書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養します。

書記官実務研究

事務処理上の諸問題についての研究・討議を通して職務遂行能力の向上を図ります。

調査官実務研修

若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。

調査官専門研修

中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技能の向上を図ります。

調査官特別研修

複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

調査官実務研究

調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

● 在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。

人のネットワーク

私は、長期在外研究員として1年間フランス共和国に派遣され、裁判所及び国立書記官学校において、主に裁判手続と書記官事務についての調査・研究を行いました。

国立書記官学校における研修中は、言葉のハンディキャップがある中でどのように人間関係を築けばよいのか、当初は不安に思っていました。しかし、フランス語が上手に話せないということを隠さず、わからない言葉の意味を尋ねながらも自分から積極的にコミュニケーションを取るようにした結果、フランス人の研修生仲間が、休みに講義内容をわかりやすく解説してくれたりして、次第に周囲の方々と打ち解けていくことができました。周囲の方々の暖かい心に触れ、人のネットワークが広がっていくことを実感するとともに、そのおかげで充実した研究生活を送ることができました。

現在、私は、刑事訟廷事務室の庶務係長をしています。庶務係の業務は統計報告、会議運営、外部との対応など多岐にわたり、関係する部署との調整が必要となりますが、在外研究で学んだ人のネットワークの大切さを胸に、日々の業務に励んでいます。



東京地方裁判所
刑事訟廷庶務係長

大瀬 佳子 (平成9年採用)

事務官(東京) 一書記官(東京) 一在外研究
(フランス) 一書記官(東京)



● 語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所は、英語、韓国語、中国語等の外国語研修を実施しています。

裁判所職員総合研修所

裁判所職員総合研修所は、平成16年4月に、それまでの裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して埼玉県和光市に設立されました。

この研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。

本館外観



裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

裁判所書記官養成課程

カリキュラム

憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事実務、刑事実務、家事審判法・同実務、少年法・同実務、法律実務演習、実務修習

カリキュラム例

	月	火	水	木	金
I限	刑事実務(公判準備等)	民事訴訟法	刑事訴訟法	民事執行実務	少年法・同実務
II限	民事実務(簡裁実務)	刑事実務(令状)	刑事実務(調書)	民事実務(調書)	民事実務(執行文)
III限	家事審判法・同実務	民事実務(和解)	民事実務(保全・担保)	契約法II	消費者信用関係法
IV限					
V限	家事演習	民事模擬弁論	刑事適条演習	刑事模擬公判	民事要件事実演習

なりたい書記官像に向かって

私は今、裁判所職員総合研修所において、法律科目や実務科目の講義、演習やグループ討議など多様な実践的なカリキュラムを通じて、裁判所書記官として実務を行うために必要な法律知識やスキルを学んでいます。

法律科目では、民事訴訟法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法などを学び、裁判事務全般についての基礎知識や法的なものの考え方を身に付けます。調書作成や送達事務、令状事務などの実務科目では、裁判所書記官として事務を行う上で必要なスキルを習得します。

裁判所書記官になると、予想外の出来事や困難な場面に遭遇することがあると思いますが、そのようなときも落ち着いて臨機応変に対応できるようになりたいと考えています。そのために、講義で学んだ基礎知識や考え方を踏まえつつ、一つ一つの事件や場面における最適な対応を意識しながら演習やグループ討議に取り組んでいます。

私たちは、全国から集まった仲間とともに、自主性に富んだ雰囲気と恵まれた環境のなか、教官や職員の方々に支えられ、なりたい書記官像に向かって研修に励んでいます。



裁判所書記官養成課程
佐賀地方裁判所 裁判所事務官
藤田 知子(平成17年採用)
事務官(佐賀)



Q 法学部以外の出身である藤田さんが、裁判所で働いてみて感じたことは？

A 先輩職員の方々が裁判事務について丁寧に教えてくださったので、全く不安になることはありませんでした。また、職員一人一人が責任を持って仕事に取り組む姿を見て、とても魅力的でやりがいのある職場だと感じました。

食堂



宿泊棟



家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補1種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

カリキュラム

裁判所制度、法律（民法、刑法、家事審判法、少年法等）、関係科学（人格研究、家族研究、非行研究等）、家事・少年調査実務、実務演習（心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等）、総合演習、関係機関見学、一般教養

カリキュラム例

	月	火	水	木	金
I 限	子どもの虐待	発達心理学	民法・家事審判法 演習	刑法・少年法演習	問題別事例研究 (少年・薬物非行)
II 限					
III 限	問題別事例研究 (家事)	面接技法演習	夫婦関係調整事件 の調査	犯罪精神医学	粗暴非行の調査
IV 限					
V 限					

学び合いの中で

前期合同研修では、家庭裁判所調査官の執務に必要な知識や理論を身につけるために、法律や心理学、社会学、精神医学などの人間関係諸科学の講義を受けるほか、調査実務科目として事例理解や調査面接の演習を行ったり、調査報告書等の作成についても学びます。講義では、各分野の第一人者である大学教授等や実務経験豊富な教官から基礎や最新の知見を教えてください。演習では、同期生の様々な視点や考え方に触れて理解が深まるとともに、自分の課題にも気付かされます。報告書作成演習において、一生懸命準備をして臨み、自らの手で初めて報告書を書き上げたときには、達成感が大きく感慨深いものがありました。

研修では、初めて学ぶ分野も多く、苦勞することもありますが、それぞれが得意な専門分野を持つ同期生と勉強会を開いたり、議論したりして助け合っています。同じ目的意識を持ち、互いに研さんし合うことのできる同期生と過ごす日々は素晴らしいものです。かけがえのない仲間たちと、充実した研修制度の下、一人前の家庭裁判所調査官を目指して、日々研修に励んでいます。



家庭裁判所調査官養成課程
高知家庭裁判所
家庭裁判所調査官補
八木 昭弘（平成20年採用）
家裁調査官補（高知）



Q 休日やアフターファイブはどう過ごしていますか？

A 私は、テニスが好きで、課業後に空き時間を見つけては、同期生とともに汗を流しています。また、休日には旅行に行ったり、映画や舞台を見に行ったりして気分転換を図っています。

待 遇

● 給与 (国家公務員試験採用者と同じです。)(平成20年4月1日現在)

● 基本給

I種 210,192円

(行政職俸給表(一) 2級1号俸)

II種 199,752円

(行政職俸給表(一) 1級25号俸)

III種 162,516円

(行政職俸給表(一) 1級5号俸)

※これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

● 諸手当

・期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)

1年間に俸給月額などの約4.5箇月分

・住居手当

借家(賃貸のアパート等)に住んでいる方等に最高27,000円

・通勤手当

交通機関を利用している方等に、6箇月定期券の価額等
(1箇月当たり最高55,000円)

・扶養手当

扶養親族のある方に、配偶者13,000円等

・超過勤務手当等

● 休暇

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

● 休 日……………土曜日・日曜日(完全週休2日制)、祝日及び年末年始

● 休 暇……………年次休暇が年間20日(残日数は20日を限度として翌年繰越)あるほか、特別休暇(夏季、結婚、忌引等)、病気休暇及び介護休暇があります。

● 仕事と家庭生活の両立のための制度……………育児休業、育児時間、保育時間、早出遅出勤務、育児短時間勤務等、仕事と家庭生活の両立のための制度が設けられており、男女を問わず、これらの制度が広く活用されています。

● 福利厚生

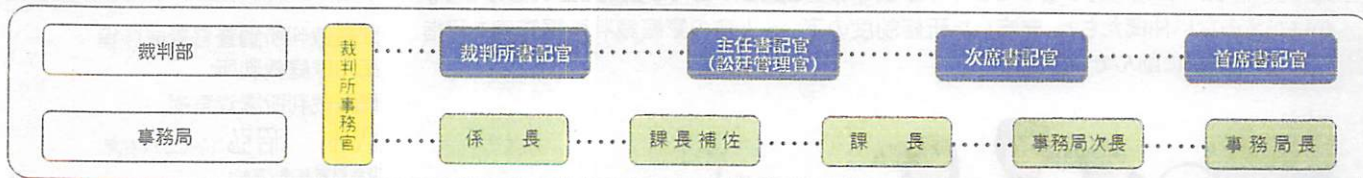
共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。

全国の主要都市には、国家公務員共済組合連合会の直営病院があり、また、国家公務員共済組合連合会等が運営する各地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

● 昇進

裁判所では、成績主義・能力主義の人事管理が徹底しています。昇進の具体的なイメージは次のとおりです。

● 裁判所事務官・裁判所書記官 裁判部と事務局の間では、相互に人事交流が行われています。



● 家庭裁判所調査官



職員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば、試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

裁判所事務官については、II種・III種試験採用者であっても、その能力と勤務成績次第で一般職の幹部職員に昇任する道が大きく開かれており、実際に、I種職員と同じような昇進経路をたどっている職員も多数います。

採用試験

● 試験の種類、試験の内容、受験資格等

● 裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種試験（大学卒業程度）、Ⅲ種試験（高校卒業程度）

受験資格		裁判所事務官Ⅰ種	裁判所事務官Ⅱ種	裁判所事務官Ⅲ種
		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方		同、17歳以上21歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験（択一式） 40題	②専門試験（択一式） 30題 必須：憲法、民法 選択：刑法又は経済理論	①教養・適性試験（択一式） 50題 ②作文試験 1題
	第2次試験	①教養試験（論文式） 1題 ②専門試験（論文式） 4題 憲法、民法、刑法、 民事訴訟法又は刑事訴訟法 ③口述試験（個別面接）	①教養試験（論文式） 1題 ②専門試験（論文式） 1題 憲法 ③口述試験（個別面接）	口述試験（個別面接）
	第3次試験	口述試験（集団討論・個別面接）		

● 家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験（大学卒業程度）

受験資格		受験する年の4月1日現在において、21歳以上30歳未満の方
試験内容	第1次試験	①教養試験（択一式） 40題 ②専門試験（記述式） 6題 心理学、社会学、社会福祉学、教育学のうち1科目、又は、それら4科目のうち1科目と法律学（憲法、民法、刑法）
	第2次試験	①教養試験（論文式） 1題 ②専門試験（論文式） 2題 以下13科目のうち2科目 臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、 児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、民法、刑法 （ただし、児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。） ③口述試験（個別面接）

● 採用試験Q&A

Q 裁判所事務官Ⅰ種試験の特例制度とは何ですか？

A 裁判所事務官Ⅰ種試験の受験者は、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、Ⅰ種試験に不合格であった場合でも、改めてⅡ種試験受験者としての合否判定を受けることができます。特例を希望した場合でも、合否に影響することはありませんし、採用後に不利に扱われることもありません。ただし、Ⅱ種試験受験者として合格した場合には、原則として試験地を管轄する高等裁判所管内で採用されることになりますので、試験地の選択には注意してください。

Q 選択科目はその場で選べますか？

A 裁判所事務官Ⅰ・Ⅱ種第1次試験での刑法と経済理論の選択、裁判所事務官Ⅰ種第2次試験での訴訟法の選択、家庭裁判所調査官補Ⅰ種第2次試験での専門試験（2科目選択）は、その場で問題を見てから選ぶことができます。

Q 採用説明会は行われていますか？

A 裁判所では、受験を考えている方を対象とした裁判所見学セミナーや、各大学において採用説明会を行っています。実施の時期や内容は各裁判所によって異なりますので、詳細は各裁判所に問い合わせるか、ウェブサイトをご覧ください。

Q 官庁訪問は必要ですか？

A 裁判所では、裁判所事務官又は家庭裁判所調査官補の採用に当たっては、いわゆる官庁訪問は行っておりません。採用の有無・採用地は、採用試験の結果を基に決定しています。

裁判所のウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>

の「採用試験情報」でも、過去の試験問題その他採用試験に関する様々な情報を紹介しています。

詳細は裏面へ **GO!**

● 受験案内及び受験申込書の入手方法

- 全国の裁判所で配布します（Ⅰ・Ⅱ種は2月下旬、Ⅲ種は5月下旬）。
- 郵送希望の方は、次の方法によってください。
封筒の表に「Ⅰ・Ⅱ種受験案内請求」又は「Ⅲ種受験案内請求」と朱書きし、角形2号（A4判が入る大きさ）の返信用封筒を同封して、最寄りの裁判所に郵送してください。返信用封筒には、あて先を明記し、120円分の切手をはってください。

<http://www.courts.go.jp/>

○裁判所のウェブサイトの「裁判所について」には、裁判所の組織及び仕事、広報誌「司法の窓」、裁判所が発行しているパンフレットなど、裁判所に関する様々な情報を掲載しています。

(掲載している一般的なパンフレット)

- ・裁判所ナビ……………(裁判所や裁判の制度全般について一通り説明したもので、裁判に携わる人々の紹介やQ&Aなども記載してあります。)
- ・法廷ガイド……………(裁判の傍聴をする方のためのリーフレットです。)
- ・家庭裁判所のしおり……………(家庭裁判所が取り扱う家事、少年及び人事訴訟事件について説明したものです。)

○また、ウェブサイトの「採用試験情報」には、

- ・Q&A……………(採用試験に関して寄せられた様々な質問に答えています。)
- ・試験問題……………(過去の試験問題等を掲載しています。)
- ・実施結果……………(過去の試験の実施結果を掲載しています。)
- ・説明会のお知らせ……………(大学での説明会や、裁判所が行っている見学セミナーの実施予定日が掲載されています。)
- ・先輩職員からのメッセージ……………(裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官など、先輩職員からの熱いメッセージが掲載されています。)

などの様々な情報を掲載しています。

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号 TEL: 03-3264-8111 (大代表)

平成20年10月